

# 川越市避難情報の判断・伝達マニュアル

## 【水害・土砂災害】

令和3年7月

川 越 市

## 《目次》

第 1	はじめに	P 1
1	避難情報判断基準の基本的考え方	P 1
2	用語定義	P 1
3	居住者・施設管理者等に対して求める避難行動	P 2
4	避難情報発令の判断のための情報分析	P 4
第 2	水害	P 7
1	洪水等の避難情報	P 7
1-1)	避難情報の対象とする洪水等	P 7
1-2)	避難判断の目安とする水位	P 8
1-3)	避難情報を判断する情報	P 8
2	避難情報の発令の判断基準	P 11
2-1)	水位基準（洪水予報河川・水位周知河川）	P 11
2-2)	判断基準（洪水予報河川）	P 12
2-3)	判断基準（水位周知河川）	P 14
2-4)	九十川水位基準（水位周知河川に準ずる河川）	P 15
2-5)	九十川の判断基準	P 15
2-6)	江川流域都市下水路（寺尾地区）判断基準 ※内水氾濫	P 17
2-7)	その他河川等	P 18
	【判断にあたっての留意事項】	P 19
第 3	土砂災害	P 20
1	避難情報を判断する情報	P 20
2	土砂災害における警戒すべき区域	P 20
3	避難情報の発令の判断基準	P 21
3-1)	避難情報の発令における基本原則	P 21
3-2)	避難情報の発令の判断基準	P 21
3-3)	避難情報の発令対象区域	P 22
3-4)	避難情報の対象となる区域	P 22
	【判断にあたっての留意事項】	P 23
第 4	発令に必要な準備	P 24
第 5	発令までの流れ	P 25
第 6	避難情報の伝達	P 27

## 第1 はじめに

このマニュアルは、避難情報に関するガイドライン（内閣府）に基づき、水害や土砂災害から住民を守るために、災害が発生する恐れがある場合等において、特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難情報を発令するために必要な判断基準や対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する方法について定めるものである。

### 1 避難情報判断基準の基本的考え方

対象とする災害の種別毎に避難行動が必要な地域を示して、居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難情報を発令する。高齢者等避難、避難指示の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。

他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難である土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いについては、高齢者等避難を積極的に活用することとする。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、時機を逸さずに高齢者等避難を発令すべきである。

また、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令するなど、臨機応変に対応する。

たとえ、指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であっても、災害が切迫した状態であれば、避難情報を発令する。

### 2 用語定義

このマニュアルにおいて、使用する用語の定義を次のとおり定める。

【避難】：災害から命を守るための行動

【立退き避難】：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

【近隣の安全な場所】：指定緊急避難場所ではないが、安全な親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全で浸水しない場所・建物等

【屋内安全確保】：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

【緊急安全確保】:居住者等が適切なタイミングで立退き避難しなかった等のために、安全に避難できない可能性がある状況（災害が発生直前又は既に発生している可能性が高い等）に陥った場合に、相対的に安全な場所（自宅・近隣施設の少しでも高い場所等）へ避難すること。

### 3 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<p>危険な場所から高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイタイムライン（下記参考1、2参照）等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は緊急安全確保）をすることが強く望まれる。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難を行う。</li> <li>平時からハザードマップやマイタイムライン（下記参考1、2参照）等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。</li> </ul>

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>・災害発生※<sup>1</sup> 又は切迫※<sup>2</sup> している状況</p> <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある と判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p>&lt;警戒レベル5 緊急安全確保が発令された場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。</li> <li>・災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイタイムライン(下記参考1、2参照)等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。</li> </ul>
----------------------------	---	---

※小河川や内水による浸水に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多く、また、短時間で浸水が解消することが多いことから、孤立したとしても基本的には移動させずに、屋内安全確保を促す。やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。

【参考1】国土交通省ハザードマップポータルサイト (<http://disaportal.gsi.go.jp/>)



【参考2】マイ・タイムラインの例 (https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091203-31.html)



#### 4 避難情報発令の判断のための情報分析

避難情報を発令する際に、重要な参考情報となる防災気象情報等については、平時から情報を入手する手段を確認しておく。特に、氾濫危険情報、大雨警報（浸水害、土砂災害）及び洪水警報の危険度分布といった避難情報に直結する防災気象情報等を迅速かつ確実に入手し、避難情報の発令判断に遅れをきたさないようにしておく。

災害の種別	避難情報の判断のために分析が必要な情報
全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 気象庁ホームページ  <a href="https://www.jma.go.jp/jma/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>                      早期注意情報、気象警報・注意報、県気象情報、降水短時間予報、台風情報（予想進路、接近見込み時刻）、大雨警報（浸水害、土砂災害）及び洪水警報の危険度分布など</li> <li>■ 熊谷地方気象台とのホットライン（非公開）                      災害の危険性が高まった際に気象台との情報連絡が可能</li> <li>■ 埼玉県災害オペレーション支援システム（埼玉県災害対策課）</li> <li>■ 防災気象情報サイト（株式会社ウェザーニューズ）</li> </ul>
水 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 川の防災情報（国土交通省）  <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>                      河川の水位（実況）、流域平均雨量（累積）</li> <li>■ 埼玉県版 川の防災情報（河川砂防課）  <a href="http://suibo.saitama-river.info">http://suibo.saitama-river.info</a>                      河川の水位（実況）、流域平均雨量（累積）</li> <li>■ 指定河川洪水予報《洪水予報河川》                      国土交通省荒川上流河川事務所、気象庁熊谷地方気象台、埼玉県川越県土整備事務所などの関係機関から F A X で伝達</li> </ul>

	<p>河川名と危険度のレベルに応じた情報名を組み合わせで発表</p> <p>■水位到達情報《水位周知河川》 埼玉県川越県土整備事務所から F A X で伝達 水位周知河川において避難判断水位（レベル3水位）等に到達したことを知らせる情報</p> <p>■九十川の水位情報《水位周知河川に準ずる河川》 埼玉県川越県土整備事務所に電話にて情報入手（河川課より入手）</p> <p>■広域河川情報システム(国土交通省荒川上流河川事務所回線) 荒川上流河川事務所ホームページに掲載の各水位観測所の画像が閲覧できる（市回線切断時に利用）</p> <p>■寺尾調節池排水機場及び江川流域都市下水路の水位及び樋門情報 《内水氾濫（寺尾地区）》 上下水道管理センターより寺尾調節池排水機場の水位情報入手 江川流域都市下水路の水位及び樋門の開閉情報入手</p> <p>■その他 ○河川の水位（3時間予測）：国土交通省荒川上流河川事務所 又は埼玉県川越県土整備事務所等より入手 ○特別監視班及び現地調査班…目視及び写真等での現状報告、前兆現象等の把握 ○河川班…ポンプ稼働状況、危険個所の情報の把握 ○水防団…危険個所等の情報の把握</p>
土砂災害	<p>■土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]） 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と気象庁が共同で発表</p> <p>■埼玉県土砂災害警戒情報システム（河川砂防課） <a href="http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/">http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/</a> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）を補足する情報（土砂災害発生危険度、土壌雨量指数等）</p> <p>■その他 ○特別監視班…目視及び写真等での現状報告、前兆現象等の把握 ○自治会長…特定地域の現地情報などの把握 ○水防団…危険個所等の情報の把握</p> <p>■大雨警報（土砂災害）の危険度分布（気象庁） 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）及び土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）を補足する情報。1kmメッシュごとに下表のとおり土砂災害の危険度を5段階に判定した</p>

結果を表示され、10分ごとに更新されている。避難に要する時間を確保するために2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

色 別	発表基準の内容
無 色 (今後の情報等に留意)	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未満
黄 色 (注 意)	2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合 (警戒レベル2相当情報 [土砂災害])
赤 色 (警 戒)	2時間先までの予測値が大雨警報(土砂災害)の判断基準以上となる場合 (警戒レベル3相当情報 [土砂災害])
うす紫色 (非常に危険)	2時間先までの予想値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害])
濃い紫色 (極めて危険)	実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合

※第4 発令に必要な準備 (1) 判断材料となる各情報の収集手段と共通



## 第2 水害

### 1 洪水等の避難情報

#### 1-1) 避難情報の対象とする洪水等

避難情報に関するガイドラインでは、居住者等に命の危険を及ぼす洪水等を原則として避難情報の発令対象とする。

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがあるものとして指定することとされている、洪水予報河川と水位周知河川については、避難情報の発令対象とする。これらの河川については、国・都道府県によりそれぞれ水位予測（指定洪水予報）と水位周知がなされることとされており、基本的にこの情報に基づいて避難情報の発令基準を設定する。

その他河川等（下水道含む。）の洪水については、国・都道府県からの助言を踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等からの氾濫のうち、宅地や流路の状況等を基に事前に検討した結果、氾濫しても居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断した小河川・下水道等からの氾濫については、避難情報の発令の対象としなくてもよい。他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した小河川・下水道等であっても、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼす恐れがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令する。

ア 洪水予報河川：水位や流域平均雨量の予報が行われる河川

対象河川：荒川、入間川、越辺川、小畔川、都幾川、高麗川、新河岸川

イ 水位周知河川：水位の情報が提供される河川

対象河川：入間川

#### ※水防警報

前述の河川において、災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防管理団体へ行う発表。

ウ 水位周知河川に準ずる河川

九十川は、洪水予報河川でも水位周知河川でもない。上流部（伊佐沼付近）は堀込河川で、下流部は有堤河川となっており、その周辺には住宅地も広がっているため危険性が高く、埼玉県川越県土整備事務所が、各種水位を設定し、監視を行っている。さらに、水位が急上昇する河川であるため、水位周知河川に準ずる河川として位置付ける。

市内対象河川：九十川

エ 江川流域都市下水路（寺尾地区）

江川流域都市下水路は、寺尾地区ほか周辺地域の雨水を新河岸川へ流出している。流入先である新河岸川の水位の上昇により、流出機能の低下及び新河岸

川からの逆流を防止するため、江川流域都市下水路樋門を閉鎖することで、寺尾地区において、内水氾濫の発生の危険性が想定される。

市内対象河川：江川流域都市下水路（寺尾地区） ※内水氾濫

オ その他河川等

市内対象河川：新河岸川上流部、不老川、久保川、小畔川上流部、南小畔川

## 1-2) 避難判断の目安とする水位

ア 洪水予報河川・水位周知河川・水位周知河川に準ずる河川

- ・氾濫注意水位（レベル2水位）：氾濫の発生に対する注意を求める段階
- ・避難判断水位（レベル3水位）：警戒レベル3 高齢者等避難の発表判断の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起
- ・氾濫危険水位（レベル4水位）：警戒レベル4 避難指示の発令判断の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位

イ その他河川等（下水道含む。）

その他河川等においては、水位周知河川とは異なり、避難判断水位（レベル3水位）等の水位が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）等への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川や、水防団待機水位や氾濫注意水位（レベル2水位）を設定している河川がある。このような河川については、河川管理者と相談の上、一定の水位を設定しておき、それをさらに越えて水位上昇の恐れがある場合には、避難情報を発令する。水位を観測していないその他河川等についても、現地情報を活用した上で、流域雨量指数の予測値や雨量情報による降雨の見込みを、避難情報の発令の参考とすることも考えられる。

小河川・下水道等からの氾濫は、下水道の処理能力を超える降雨があったり、流入先の水位の上昇によって排水機場の運転を停止せざるを得なくなったり、機能が低下し、浸水が発生する場合はほとんどである。したがって、小河川・下水道等からの氾濫地域に対し避難情報の発令基準を設定する場合には、大雨警報（浸水害）の危険度分布や雨量を参考とした基準を別途設定するか、突発的な浸水に備え、流入先の河川における高齢者等避難の発令段階で避難行動をすることなどの設定をする。

## 1-3) 避難情報を判断する情報

洪水による被害は河川水位の上昇に伴う堤防の決壊や溢水等によって発生するため、水位等の河川の状況や、堤防等の施設の異常に係る情報によって、避難情報の発令を判断する必要がある。

## ア 水位情報

洪水被害発生を判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報となる。洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがあるものとして、指定された洪水予報河川と水位周知河川については、洪水の恐れがあると認められるときは、国・都道府県が水位等を示して警戒を呼びかけることになっている。

具体的には、河川の主要な水位観測所毎に国・都道府県が設定した氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等に到達したとき、又は到達する見込みのときに氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）等として水位情報が提供され、氾濫発生が確認された場合に氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が提供されるため、これを判断基準とする。（水位周知河川においては、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）以外の情報は発表されない場合がある。）

その他河川等については、一般に氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等は設定されておらず、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）等は提供されていないが、危機管理型水位計等が設置されている場合には、避難情報の発令の基準となる水位を設定し発令基準とするほか、水防活動開始の目安になる水位が氾濫注意水位（レベル2水位）として設定されている場合には、当該水位への到達状況を参考にする。水位の観測や基準となる水位の設定がされていない場合は、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報を活用した上で、洪水警報の危険度分布や雨量情報を参考とする。

## イ 堤防等の施設に係る情報

堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。合流先の河川水位が上昇した場合には水門で逆流を防止した上で排水機場により合流先河川へと排水する方法をとっている河川においては、排水先河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）等を超えそうになると、排水先河川の堤防決壊を防止するために排水機場の運転を停止せざるを得なくなる場合がある。このような場合においては、当該河川の排水ができなくなり氾濫の恐れが急激に高まるため、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

ダムの洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする異常洪水時防災操作に移行する場合は、ダム管理者から伝達される放流情報等をもとに避難情報を発令する。

また、防災重点ため池については、ため池の管理者等から報告される情報（水位や施設の状況等）をもとに避難情報を発令する。

## ウ 台風情報、洪水警報等

台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・早朝の避難行動が想定される場合における夕刻時点で避難情報を発令する際の判断材料とする。

大雨特別警報（浸水害）は、警戒レベル4 避難指示に相当する気象状況の次元の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであり、その発表時では、既に避難情報が発令されているものと想定され、また、ほとんどの場合、既に災害が発生している状況で発表されていることから、災害が既に発生している蓋然性が極めて高く、避難情報が発令されているにもかかわらず浸水想定区域など災害の危険性が認められている場所からまだ避難できていない場合は直ちに命を守る行動をとる必要があり、想定しうる最大規模の災害を考慮し、通常、災害が起きないと思われているような場所においても災害の危険度が高まることに留意する。

さらに、関係機関等から伝達される以下の情報についても避難情報発令の判断に活用する。

- ・水防法等に基づく国、県からの情報伝達
- ・水防団等からの現地の情報
- ・河川管理者等からの情報提供

## 2 避難情報の発令の判断基準

避難情報は、以下の基準を参考に、国又は埼玉県が発表する洪水予報、降雨予測や現状の水位、河川巡視等、現地の情報を含め、総合的に判断し、発令する。

発令の対象地区については、国土交通省荒川上流河川事務所及び埼玉県河川砂防課の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）並びに川越市洪水ハザードマップの浸水想定区域図を基に定めることとする。

なお、江川流域都市下水路（寺尾地区）における内水氾濫の判断基準については、複合的な被害要素があるため、必ずしも水位等の情報により基準設定できるものではなく、避難情報発令の目安とする。

### 2-1) 水位基準（洪水予報河川・水位周知河川）

河川名	河川管理者	基準水位 観測所	氾濫注意水位 (レベル2水位)	避難判断水位 (レベル3水位)	氾濫危険水位 (レベル4水位)	氾濫開始 相当水位	発令 対象地区
荒川	国	治水橋 (志木市 上宗岡三丁目地先)	7.50m	12.20m	12.70m	14.30m	本庁の一部 芳野 山田 古谷 南古谷 高階
入間川	国	菅間 (川島町 出丸中郷地先)	8.00m	11.50m	12.00m	13.10m	本庁の一部 芳野 山田 古谷 南古谷 高階
		小ヶ谷 (川越市福田地先)	2.50m	2.90m	3.30m	4.00m	本庁の一部 芳野 山田 霞ヶ関 霞ヶ関北 大東 名細
	県※	新富士見橋 (狭山市上広瀬地先)	49.10m	49.23m	49.69m	—	本庁の一部 霞ヶ関 霞ヶ関北 大東 名細
越辺川	国	入西 (坂戸市東和田地先)	3.00m	3.00m	3.20m	4.30m	名細

小畔川	国	八幡橋 (川越市下小坂地先)	3. 5 0 m	3. 6 0 m	4. 2 0 m	5. 2 0 m	霞ヶ関北 名細
都幾川	国	野本 (東松山市石橋地先)	3. 5 0 m	3. 7 0 m	4. 1 0 m	5. 6 0 m	名細
高麗川	国	坂戸 (坂戸市上吉田地先)	1. 5 0 m	2. 8 0 m	3. 4 0 m	5. 3 0 m	名細
新河岸川	県	宮戸橋 (朝霞市宮戸)	A.P. 6. 0 0 m	A.P. 7. 1 2 m	A.P. 7. 4 8 m	—	本庁の一部 芳野 古谷 南古谷 高階

A. P. : Arakawa Peil の略。東京湾霊岸島量水標零位を基準とする基本水準面。  
荒川、中川、多摩川等の水位の基準となっている。

A. P. = T. P. - 1. 1344m T. P. = 東京湾中等潮位

※新河岸川宮戸橋HWL（計画高水位）は、A. P. 7. 48m

※入間川新富士見橋（県管理）は、水位周知河川

## 2-2) 判断基準（洪水予報河川）

発令区分	判断基準
水防団の出動 (※) (氾濫注意水位 (レベル2水位))	各河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）に到達した場合
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (避難判断水位 (レベル3水位))	1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。 1：指定河川洪水予報により、各河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 2：指定河川洪水予報の水位予測により、各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫の恐れのある場合） 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～4に該当する状況等が見込まれる場合）
【警戒レベル4】 避難指示 (氾濫危険水位)	1～7のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 1：指定河川洪水予報により、各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合

<p>(レベル4水位)</p>	<p>2：各河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、各河川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：各河川上流部のダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～4に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>原則として、以下に該当する場合に発令するが、いずれかに該当した場合に必ず発令するとは限らず、また、これら以外の場合においても「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。</p> <p>(災害が発生直前又はすでに発生している恐れがある場合)</p> <p>1：各河川の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>※河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが明らかな場合は、到達前に発令する。</p> <p>2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>(災害の発生を確認)</p> <p>5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）、水防団等からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※ 発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を</p>

	再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。
避難指示等の解除	1：水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。 2：堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本とする。

(※) 水防団の出動等に関しては、川越市消防団災害時対応マニュアルに基づく

### 2-3) 判断基準（水位周知河川）

発令区分	判断基準
水防団の出動 (※) (氾濫注意水位 (レベル2水位))	各河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）に到達した場合
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (避難判断水位 (レベル3水位))	1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。 1：入間川の新富士見橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 2：入間川の新富士見橋水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位（レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがある場合 ①入間川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②新富士見橋水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当する状況等が見込まれる場合）
【警戒レベル4】 避難指示 (氾濫危険水位 (レベル4水位))	1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 1：入間川の新富士見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（洪水特別警戒水位）に到達した場合 2：入間川の新富士見橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）（又は避難判断水位（レベル3水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがある場合 ①入間川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②新富士見橋水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～3に該当



	<p>する状況等が見込まれる場合)</p> <p>5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>原則として、以下に該当する場合に発令するが、いずれかに該当した場合に必ず発令するとは限らず、また、これら以外の場合においても「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。</p> <p>(災害が発生直前又はすでに発生している恐れがある場合)</p> <p>1：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>(災害の発生を確認)</p> <p>2：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※ 発令基準1を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
避難指示等の解除	<p>1：水位が氾濫危険水位（レベル4水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。</p> <p>2：堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本とする。</p>

(※) 水防団の出動等に関しては、川越市消防団災害時対応マニュアルに基づく

#### 2-4) 九十川水位基準（水位周知河川に準ずる河川）

河川名	基準水位 観測所	氾濫注意水位 (レベル2水位)	避難判断水位 (レベル3水位)	氾濫危険水位 (レベル4水位)	発令 対象地区
九十川	排水機場 (川越市南田島)	※7.00m	7.55m	8.12m	本庁の一部 芳野 古谷 南古谷

#### 2-5) 九十川の判断基準

発令区分	判断基準
水防団の出動 (※) (氾濫注意水位)	排水機場の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）に到達した場合 ※九十川内水位が7.0m以上で、かつ新河岸川の水位が九十川水位より高い場合ポンプ稼働となる。

(レベル2水位)	(上記が基本であるが、ポンプ能力が H26 年度より向上したため、現操作フローでは九十川水位が 7.3m 程度で新河岸川の水位に関係なくポンプ稼働している。)
<b>【警戒レベル3】</b> 高齡者等避難 (避難判断水位 (レベル3水位))	1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齡者等避難を発令する。 1：排水機場の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、次のいずれかの状況により、引き続き水位上昇の恐れがある場合 ①周辺の河川水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 3：警戒レベル3 高齡者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～2に該当する状況等が見込まれる場合）
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示 (氾濫危険水位 (レベル4水位))	1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 1：排水機場の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達し、かつ、次のいずれかの状況により、引き続き水位上昇の恐れがある場合 ①周辺の河川水位が上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に異常な漏水・越水等が発見された場合 3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～2に該当する状況等が見込まれる場合） 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
<b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保	原則として、以下に該当する場合に発令するが、いずれかに該当した場合に必ず発令するとは限らず、また、これら以外の場合においても「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。 (災害が発生直前又はすでに発生している恐れがある場合) 1：堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合 2：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 3：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合

	<p>(災害の発生を確認)</p> <p>4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※ 発令基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
避難指示等の解除	<p>1：水位が氾濫危険水位（レベル4水位）を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。</p> <p>2：堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本とする。</p>

## 2-6) 江川流域都市下水路（寺尾地区）判断基準 ※内水氾濫

発令区分	判断基準
高齢者等避難発令 準備段階	<p>新河岸川の寺尾調節池排水機場外水位の水位が A.P. 7. 0mに到達し、引き続き水位上昇が見込まれる場合</p> <p>※今後の降雨状況によって警戒レベル3高齢者等避難判断基準水位(A.P. 7. 5m)に到達する可能性が高くなり、警戒レベル3高齢者等避難発令の準備が必要となる段階。</p>
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：新河岸川の寺尾調節池排水機場外水位の水位が A.P. 7. 5mに到達し、かつ、次のいずれかの状況により引き続き水位上昇の恐れがある場合</p> <p>※ 新河岸川から寺尾調節池に流入する水位（A.P. 7. 7m）に到達する可能性があり、今後の雨量によって、新河岸川の水位が急激に上昇する恐れがあり、江川流域都市下水路樋門を閉鎖する可能性が高まる段階。</p> <p>①新河岸川上流の水位が上昇している場合</p> <p>②江川流域都市下水路又は、新河岸川の洪水警報の危険度分布図で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>1：新河岸川の寺尾調節池排水機場外水位の水位が A.P. 8. 3mに到達し、かつ、次のいずれかの状況により引き続き水位上昇の恐れがある場合</p> <p>※江川流域都市下水路樋門閉鎖操作基準水位（A.P. 8. 8m）に到達する恐れがあり、1時間に60cm程度の水位上昇で樋門閉鎖の操作をする段階。</p> <p>①新河岸川上流の水位が上昇している場合</p>

	<p>②江川流域都市下水路又は、新河岸川の洪水警報の危険度分布図で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（発令基準1～2に該当する状況等が見込まれる場合）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>原則として、以下に該当する場合に発令するが、いずれかに該当した場合に必ず発令するとは限らず、また、これら以外の場合においても「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。</p> <p>（災害が発生直前又はすでに発生している恐れがある場合）</p> <p>1：異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合</p> <p>2：江川流域都市下水路樋門閉鎖により被害が発生する恐れがある場合</p> <p>3：江川流域都市下水路樋門の施設機能に支障が発見された場合</p> <p>4：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>（災害の発生を確認）</p> <p>5：溢水が発生した場合（水防団等からの報告等により把握できた場合）</p> <p>※ 発令基準1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
<p>避難指示等の解除</p>	<p>江川流域都市下水路及び新河岸川、又は、下水道の水位が十分に下がり、かつ、流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、又は、降雨がほとんど予想されない場合を基本とする。</p>

※集まった雨水の流入先となる新河岸川の急激な水位上昇により、内水氾濫が発生することが想定される。避難情報に関するガイドラインに基づき、判断基準に到達していない場合であっても、突発的な浸水に備え、高齢者等避難を積極的に活用する。

## 2-7) その他河川等

その他河川等からの氾濫に対しては、洪水警報の危険度分布や上流での降雨状況等をもとに、避難情報の発令について、総合的に判断する。

また、突発的な浸水に備え、警戒レベル3 高齢者等避難を積極的に活用する。

### 【判断にあたっての留意事項】

- ・夜間・早朝に避難情報を発令するような状況が想定される場合には、夜間・早朝における避難時のリスクが増大することを踏まえて、空振りを恐れず、その前の日没前までに避難情報を発令する。
- ・気象状況の急変等による場合は、夜間であっても躊躇することなく避難情報を発令する。
- ・降雨短時間予報（15時間先までの各1時間雨量）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する可能性があるのか認識する必要がある。
- ・災害の発生している地区からの距離や地理的状况により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあることに留意する。  
例えば、河川の増水により破堤の可能性が高まった段階において、堤防の近傍のため、破堤した場合に短時間で家屋が流出する恐れがある地区には、直ちに身の安全を確保するよう警戒レベル5緊急安全確保を、その周辺で浸水の恐れがある地区には、避難所への避難行動開始を求める警戒レベル4避難指示を発令することが想定される。
- ・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、最寄りの避難場所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。
- ・小河川や内水による浸水に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多く、また、短時間で浸水が解消することが多いことから、孤立したとしても基本的には移動させずに、屋内安全確保を促す。やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。

### 第3 土砂災害

#### 1 避難情報を判断する情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報の発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害の危険度分布（最大2～3時間先までの予測雨量をもとに土砂災害の危険度を計算）」が判断の材料となる。

①大雨警報（土砂災害）：警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。（なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。）

②土砂災害警戒情報：警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。

③大雨警報（土砂災害）の危険度分布：

避難情報の発令の判断材料とする。（1kmメッシュで気象庁から提供されている）  
（危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を使用）

④土砂災害警戒判定メッシュ情報：

避難情報の発令の判断材料とする。（1～5kmメッシュで県（河川砂防課）から提供）

※本マニュアルでは、③と④をまとめて「土砂災害の危険度分布」という。

上記①②の情報は、土地1kmメッシュの格子単位で区切った場所ごとの60分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況进行评估し、発表区域に係るメッシュのいずれか一つでも判定基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表される。しかし、発表された市町村単位における危険度には地域差があることから、あらかじめ設定した避難情報の発令地域と土砂災害の危険度分布とを参照し、避難情報の対象区域及び発令の判断をする。

#### 2 土砂災害における警戒すべき区域

地区名	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仙波町4丁目地区	2 区域	1 区域	急傾斜地の崩壊
岸町2丁目地区 新宿町3丁目地区	4 区域	3 区域	
計	6 区域	4 区域	

### 3 避難情報の発令の判断基準

#### 3-1) 避難情報の発令における基本原則

避難情報の発令は、土砂災害警戒情報の発表や気象庁及び埼玉県による土砂災害発生危険性の予測、前兆現象の発見等を含めて総合的に判断するものとする。

また、避難情報の発令対象については、本市で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「該当区域」という。）に居住する世帯への発令を基本とする。

#### 3-2) 避難情報の発令の判断基準

発令区分	判断基準
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。 1：本市に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ該当区域の土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合。 2：強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示	1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：該当区域内で小石がばらばら落下、新たな湧水の発生、湧水の濁り等の土砂災害の前兆現象が発見された場合。
<b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保	原則として、以下に該当する場合に発令するが、いずれかに該当した場合に必ず発令するとは限らず、また、これら以外の場合においても「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。

	<p>(災害が発生直前又はすでに発生している恐れ)</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>※ 上記1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取り得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p> <p>※ 上記2について、家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながる恐れのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。該当区域以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。</p>
避難指示等の解除	<p>土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）等が解除されたときを基本とするが、土砂災害の発生や前兆現象が発見された区域については、特別監視班や現地調査班等による現地の安全が確認されたときとするなど土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、国土交通省・埼玉県の土砂災害主管課に助言を求めることも検討する。</p>

### 3-3) 避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象区域は、原則として該当区域に居住する世帯とする。埼玉県土砂災害警戒情報システムや気象庁の「土砂災害警戒判定メッシュ情報」や「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」において、該当するメッシュを参照し、可能な限り地域を限定して避難情報の発令を検討する。

### 3-4) 避難情報の対象となる区域

地区名	区域数	指定避難所
仙波町4丁目地区	2	仙波小学校 体育館
岸町2丁目地区 新宿町3丁目地区	4	城南中学校 体育館



### 【判断にあたっての留意事項】

- (1) 土砂災害の発生の恐れが高まった場合、夜間であっても、躊躇することなく避難情報を発令する。
- (2) 避難情報の発令については、上記判断基準のほか、各種気象情報、関係機関及び近隣住民からの現地情報などから総合的に判断する。
- (3) 緊急性や他の要因等により必ずしも段階的な発令とならないこともあることを想定しておくこと。
- (4) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、国土交通省関東地方整備局、埼玉県災害対策課、埼玉県河川砂防課、川越県土整備事務所、熊谷地方气象台、川越警察署などとの情報交換を密にするとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (5) 土砂災害警戒情報は、必ずしも本市において指定されている該当区域が発表基準に達した場合に、発表されているということではない。そのため、周辺の大雨警報（土砂災害）の危険度分布なども参考にし、警戒エリアの面的な広がりにも着目すること。
- (6) 該当区域以外でも、災害が発生する可能性や不測の事態等も想定されることから、状況に応じて避難情報の対象区域を判断すること。

#### 第4 発令に必要な準備

(1) 判断材料となる各情報の収集手段 【総括部・財政部・市民部・福祉部・建設復旧部、上下水道部】

※第1の4、避難情報の判断のための情報分析と共通

(2) 発令区域の決定 【総括部・建設復旧部・上下水道部】

※第2の2の2-1) 水位基準（洪水予報河川・水位周知河川）、2-4) 九十川（水位周知河川に準ずる河川）、第3の2 土砂災害における警戒すべき区域と共通

なお、破堤（堤防の決壊）や越水（堤防からの水の流出）、溢水（掘込河川からの水の流出）など、想定される被害状況に応じて、発令の必要がある区域の絞り込みを行う。

(3) 避難所の開設準備 【避難所運営部】

(2) で想定した区域に避難情報を発令した場合に対応する避難所を決定し、開設準備に向かう職員を集める。（避難路について、一部資料有り）

(4) 川越警察署・川越地区消防組合・水防団への協力要請 【総括部・市民部】

避難情報を発令する場合に、市民の避難誘導を依頼する旨、事前に連絡し、必要に応じて調整を行う。

## 第5 発令までの流れ

### (1) 災害対策の検討

【総括部】

避難情報の発令を決定する場合は、災害（警戒）対策本部会議に諮り、判断をする。

市長（本部長）が不在など、会議対応が取れない場合の実施責任者は、地域防災計画を準用し、以下のとおりとする。

#### 【災害対策本部の組織】

区 分	職 名	組 織 の 運 営
本 部 長	市 長	災害対策本部を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長 上下水道事業管理者	本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。
本 部 員	各 部 局 長 等	本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

#### 【市長が不在の場合の代行順位】

順 位	職 名	備 考
第1順位	副 市 長	副市長が2人の場合は、本部の庶務を所管する部署を担当する副市長を第1順位とし、他の副市長を第2順位とする。
第2順位	教 育 長	副市長が2人の場合には、第3順位とする。
第3順位	上下水道事業管理者	副市長が2人の場合には、第4順位とする。

### (2) 避難情報の意思決定

【総括部】

警戒対策本部会議又は災害対策本部会議にて、河川水位や土砂災害警戒情報、気象情報などを確認し、避難情報の発令の判断基準に基づき意思決定を行う。

#### (3) -①避難所開設等

【総括部・市民部・避難所運営部】

避難所運営部は、事前に決めた開設避難所に担当者を派遣する。

担当者は避難所開設の準備が完了次第、本部にその旨を報告する。開設後は、毎正時に本部に避難者数等を報告する。

本部班は、避難所からの報告や気象情報をもとに、避難所運営部と協議の上必要な支援を検討し、各担当班に依頼する。

#### (3) -②避難誘導

【統括部・市民部・福祉部】

安全かつ円滑に住民が避難行動を実施できるように、川越警察署や川越地区消防組合、水防団へ避難対象地域の避難誘導等を依頼する。

**(4) 避難情報の発令** **【総括部】**

(2) により、市長（本部長）が、避難情報の発令を行う。

(必要書類：様式 1 1 本部長指令)

**(5) 関係機関への報告** **【総括部】**

市長（本部長）の指令を受け、避難情報が発令された場合、市民への伝達及び埼玉県や川越警察署等関係機関への連絡を行う。

※報告すべき情報：被害状況・避難対象地域・住民数・発令日時・開設避難所等

関係機関	電話番号	F A X 番号
埼玉県 災害対策課 (災害対策担当)	048-830-8181	048-830-8159
国土交通省 荒川上流 河川事務所 (防災担当)	049-246-6384	049-243-6078
埼玉県 川越県土整備 事務所 (河川担当)	049-243-2023	049-243-2134
川越警察署 警備課	049-224-0110	電話番号と同じ

※埼玉県への報告は、埼玉県災害オペレーション支援システムに入力する。

**(6) 発令後の状況検証（解除か、継続か）** **【総括部・財政部・市民部・福祉部・建設復旧部】**

その後の降雨予測や現地調査班等の報告などに基づき、避難情報の解除、あるいは段階を上げるかどうか検討を行う。

**(7) 避難情報の解除** **【総括部】**

段階を上げる場合は（1）～（6）までの事務を繰り返す。

避難情報の解除をする場合は、警戒対策本部会議（災害対策本部会議）に諮り、市長（本部長）の指令（避難所閉鎖・避難情報の解除発令）を受ける。

(必要書類：様式 1 1 本部長指令)

**(8) -① 関係機関への連絡（解除時）** **【総括部】**

避難情報の解除発令及び避難所の閉鎖を行う旨、(5) に掲載した関係機関に対し連絡を行う。

**(8) -② 現場職員の帰庁** **【総括部・財政部・市民部・福祉部】**

現地調査班及び避難所運営部などは住民の避難行動が円滑に行えるよう、特に高齢者や障害者などを中心に支援を行い、避難者がいなくなった時点で本部へその旨を報告し、避難所を片付け、帰庁する。

※災害対策本部上の役割分担にのっとり記載しているが、その時ある体制の中で適切な対応を選択できるよう柔軟に対応する。

## 第6 避難情報の伝達

### (1) 避難情報の周知方法

情報の周知にあたっては、正しく情報を伝え、適切な行動を促すことができるよう、広報文例を参考に十分な検討を行うこと。

#### 【避難情報の伝達チェックリスト】

##### <住民等への伝達>

- 防災行政無線（同報系）：情報整理班
- 広報車、消防車両：広報班
- 市ホームページへの掲載：広報班
- 緊急速報メール（エリアメール）：広報班
- ツイッター：広報班
- 防災情報メール：広報班
- 埼玉県災害オペレーション支援システムを使用した埼玉県防災情報メール、埼玉県公式スマホアプリ「ポケットブックさいたま」、Lアラート（災害情報共有システム）による情報の配信：本部班
- ケーブルテレビによる放送及び文字表示（J：COM）：広報班
- コミュニティFMによる方法（小江戸FM）：広報班
- 自主防災組織（地区・自治会・避難支援関係者）の会長  
・・・FAX、電話：市民班
- 各市民センターでの情報提供：市民班、地域防災拠点班

##### <要配慮者利用施設への伝達>

- 要配慮者利用施設・・・FAX、電話：要配慮者支援班

##### <防災関係機関への伝達：統括班>

- 水防団（団長、副団長）・・・FAX、電話、メール
- 埼玉県 災害対策課・・・災害オペレーション支援システム、FAX、電話
- 川越警察署・・・FAX、電話
- 川越地区消防局・・・FAX・電話
- 国土交通省 荒川上流河川事務所・・・FAX、電話
- 埼玉県 川越県土整備事務所・・・FAX、電話
- 東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社・・・FAX

##### ※土砂災害のみ

- 国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課・・・電話
- 埼玉県 河川砂防課・・・FAX、電話

## (2) 避難情報の伝達内容（浸水害）

### 【警戒レベル3 高齢者等避難】

防災行政無線放送文、防災情報メール・緊急速報メール（エリアメール）文面の例

（防災かわごえ 防災かわごえ）

緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル3！警戒レベル3！）

川越市役所からお知らせします。

@@川が増水し氾濫する恐れがあるため（大雨による内水浸水の恐れがあるため）、▲▲▲地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である▲▲▲地区）に対し、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

避難所は@@@小学校を開設しています。▲▲▲地区の洪水浸水想定区域（又は、▲▲▲地区）にいるお年寄りや障害のある方など避難に時間がかかる方は、避難所や安全な親戚・知人宅などに速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。

【繰り返し】

※緊急速報メール（エリアメール）は、215文字制限（件名含む）のため、日時の掲載は省く。

twitter 文面の例（140文字制限のため、2分割）

#### 1回目

@@川が増水し氾濫する恐れがあるため（大雨による内水浸水の恐れがあるため）、▲▲▲地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である▲▲▲地区）に対し、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。お年寄りや障害のある方など避難に時間がかかる方は、避難所や安全な親戚・知人宅などに速やかに避難してください。

#### 2回目

開設している避難所は、@@@小学校体育館となっています。

### 【警戒レベル4 避難指示】

防災行政無線放送文、防災情報メール・緊急速報メール（エリアメール）文面の例

（防災かわごえ 防災かわごえ）

緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル4！警戒レベル4！）

川越市役所からお知らせします。

@@川が氾濫する恐れが高まったため、（大雨による内水浸水の危険性が高

まったため)、▲▲▲地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である▲▲▲地区）に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

▲▲▲地区の洪水浸水想定区域（又は、▲▲▲地区）にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅などに今すぐ避難してください。また、避難所などへの避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難するか、自宅の2階など出来る限り高いところへ移動するなど身の安全を確保してください。

なお、浸水により■■■道路は通行できません。

【繰り返し】

twitter 文面の例（140文字制限）

@@川が氾濫する恐れが高まったため（大雨による内水浸水の危険性が高まったため）、▲▲▲地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。▲▲▲地区の方は今すぐ避難してください。

【警戒レベル5 緊急安全確保】

（防災かわごえ 防災かわごえ）

緊急放送！緊急放送！（又は氾濫発生！氾濫発生！）

川越市役所からお知らせします。

@@川の水位が@@付近で堤防を越え氾濫が発生したため、▲▲▲地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である▲▲▲地区）に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

避難所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

【避難解除】

防災行政無線放送文、防災情報メール・緊急速報メール（エリアメール）文面の例

（防災かわごえ 防災かわごえ）

川越市役所からお知らせします。

▲▲▲地区に対する警戒レベル4、避難指示（警戒レベル3、高齢者等避難）を、解除しました。

【繰り返し】

twitter 文面の例（140文字制限）

▲▲▲地区に対する警戒レベル4、避難指示（警戒レベル3、高齢者等避難）を、解除しました。

### (3) 避難情報の伝達内容（土砂災害）

#### 【警戒レベル3 高齢者等避難】

防災行政無線放送文、防災情報メール・緊急速報メール（エリアメール）文面の例

（防災かわごえ 防災かわごえ）

緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル3！警戒レベル3！）

川越市役所からお知らせします。

土砂災害が発生する恐れがあるため、▲▲▲地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

避難所は@@@小学校を開設しています。▲▲▲地区の土砂災害警戒区域にいるお年寄りや障害のある方など避難に時間がかかる方は、避難所や安全な親戚・知人宅などに速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。

【繰り返し】

※緊急速報メール（エリアメール）は、215文字制限（件名含む）のため、日時の掲載は省く。

twitter 文面の例（140文字制限のため、2分割）

#### 1回目

土砂災害が発生する恐れがあるため、▲▲▲地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

避難所は@@@小学校を開設しています。▲▲▲地区の土砂災害警戒区域にいるお年寄りや障害のある方など避難に時間がかかる方は、避難所や安全な親戚・知人宅などに速やかに避難してください。

#### 2回目

開設している避難所は、@@@小学校体育館となっています。

#### 【警戒レベル4 避難指示】

防災行政無線放送文、防災情報メール・緊急速報メール（エリアメール）文面の例

（防災かわごえ 防災かわごえ）

緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル4！警戒レベル4！）

川越市役所からお知らせします。

土砂災害が発生する恐れが高まったため、▲▲▲地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。

▲▲▲地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難所や安全な親戚・知人宅



などに今すぐに避難してください。また、避難所などへの避難が困難な場合は、少しでも崖から離れた建物や自宅の2階などへ移動するなど身の安全を確保してください。

**【繰り返し】**

twitter 文面の例（140文字制限）

土砂災害が発生する恐れが高まったため、▲▲▲地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。▲▲▲地区の土砂災害警戒区域にいる方は今すぐ避難してください。

**【警戒レベル5 緊急安全確保】**

(防災かわごえ 防災かわごえ)

(土砂災害が切迫している状況)

緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル5！警戒レベル5！）

川越市役所からお知らせします。

本市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、▲▲▲地区では土砂災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、▲▲▲地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖の離れた建物や自宅の2階などへ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した状況)

緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）

川越市役所からお知らせします。

▲▲▲地区で土砂災害が発生したため、▲▲▲地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅の2階に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

twitter 文面の例（140文字制限）

(土砂災害が切迫している状況)

▲▲▲地区では土砂災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、▲▲▲地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。▲▲▲地区の土砂災害警戒区域にいる方は今すぐ避難してください。

避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖の離れた建物や自宅

の2階などへ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した状況)

▲▲▲地区で土砂災害が発生したため、▲▲▲地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

避難所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖から離れた建物や自宅の2階に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

#### 【避難解除】

防災行政無線放送文、防災情報メール・緊急速報メール（エリアメール）文面の例

(防災かわごえ 防災かわごえ)

川越市役所からお知らせします。

▲▲▲地区に対する警戒レベル4、避難指示（警戒レベル3、高齢者等避難）を、解除しました。

#### 【繰り返し】

twitter 文面の例（140文字制限）

▲▲▲地区に対する警戒レベル4、避難指示（警戒レベル3、高齢者等避難）を、解除しました。

#### (4) 避難所開設情報の伝達内容

##### 【避難所開設情報】

防災行政無線放送文、防災情報メール・緊急速報メール（エリアメール）文面の例

(防災かわごえ 防災かわごえ)

川越市役所からお知らせします。

避難所開設情報をお知らせします。開設している避難所は次のとおりです。

▲▲▲地区は●●小学校、■●中学校・・・の◆カ所

△△△地区は○○小学校、□□中学校・・・の◇カ所です。

#### 【繰り返し】

twitter 文面の例（140文字制限）

開設避難所情報

▲▲▲地区（◆カ所）：●●小学校、■●中学校・・・

△△△地区（◇カ所）：○○小学校、□□中学校・・・